国立大学法人大阪教育大学一般事業主行動計画

国の次世代育成支援事業の推進の趣旨に則り，国立大学法人大阪教育大学が率先して果たすべき取組として，職員が仕事と子育てを両立させ、安心して教育，研究，就労ができる環境を構築するため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間

２　内　容

２－１　育児・介護を行う職員の雇用環境の整備に関する取組

目標①　育児休業・介護休業など両立支援制度全般の情報提供

〈対策〉令和１０年３月までに，現在の大学ＷＥＢや学内ネットワークで提供している出産・育児・介護等のための各種制度等に関して，パンフレット等の内容の検討・配布を行い，その周知を徹底する。

目標②　育児休業・介護休業取得予定の職員に対するフォロー体制の充実

〈対策〉令和１０年３月までに，育児休業・介護休業を取得する予定の職員（以下「取得職員」という。）の所属する部局と人事課が連携し各種手続のための窓口を統一することにより，取得職員の不安や負担を軽減する。

また，育児休業・介護休業から復職した教職員に対してアンケート調査等を行い，学内手続きのよりよい方策の立案に努める。

目標③　男性職員の育児休業取得率を３０％以上にする

〈対策〉令和１０年３月までに，男性職員の育児休業取得率３０％以上を実現するため，さらに育児休業制度等の周知を図り、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を行う。

また，育児休業に類似した本学独自の休暇制度を検討するとともに，男性職員による１ヶ月（１年以内における累積を含む）以上の育児休業取得を奨励するための施策を講じる。

２－２　多様な労働条件の整備に関する取組

目標④　法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月３０時間時間未満とする

〈対策〉令和１０年３月までに，所定外労働削減のための方策を検討し，実施する。

- 業務の効率化・簡素化
- 職員の所定外労働時間への意識啓発
- 終業時刻以降に開催する会議・行事の設定の削減

目標⑤　年次有給休暇の取得の促進

〈対策〉令和１０年３月までに，年次有給休暇取得の促進を図るための方策を検討し，実施する。

- ＧＷ，夏季休暇，年末年始等の連続休暇の促進
- 年次有給取得率による数値での比較
- 会議・行事の年間スケジュール周知（予め年間の会議・行事日を設定し，周知することにより年次有給休暇の取得が計画しやすいため）

以上